

昭和39年度平城宮調査出土の木簡

平城宮跡発掘調査部

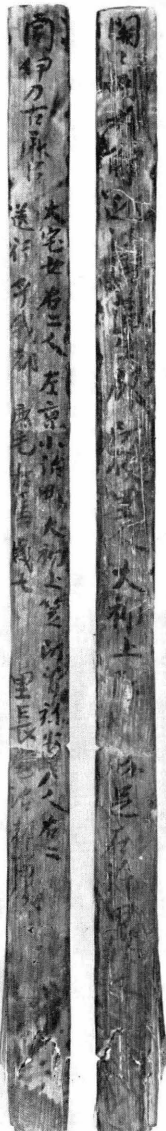
平城宮の発掘で、第5次調査の最初の木簡検出以来、現在までに出土した木簡の総数は889点にのぼる。そのうち、第14次調査から第22次調査までに検出したのは、1912点である。

第16・17次の朱雀門地区（6ABX・6ABY区）の調査では、朱雀門の北を南北に流れる溝（SD1900）から、過所札を含む19点の木簡を発見した。過所札は、長さ66.5E・幅3.5Eの長方形の材の表裏に次のような記載がある。

（表）「関ミ司□解近江国蒲生郡阿伎里人大初上阿□勝足石許田作人」
 （裏）「同伊刀古麻呂大宅女右一人左京小治町大初上等阿曾弥安戸人右一
 送行乎我部 鹿毛牡馬歳七 里長尾治都留伎」
 公式令集解の古記によると、過所には竹木札も用いており、和銅8

年5月1日の格以後は国印を捺すようになったとある。印を捺すには木簡は不適当だし、この木簡にも印はない。出土状況から確実な年代をきめることはできないが、伴出した土器からすると、平城宮創設当初のものと推定され、文面の上から上限は官位の表記が大宝令のものであるから大宝元年とすると、下限は前出の和銅8年格でおさえることができる。他に「捉人」の名籍のみえる断片がある。

第18次調査で発掘した宮城西辺ぞいの6ADE区では、19点の木簡を土城SN568から検出した。保存状態が悪く、判読可能なものは4点で、「打□釘□」や「表□□打□釘□裏□斤□」のように、釘とその製造に関係するものである。この土城からは、フイゴの口の破片や



第1図 過所札

昭和39年度平城宮調査出土の木簡

鉄滓類似品が出ており、木簡の記載内容と符合する。おそらく、冶金関係の工房がこの付近にあったのだろう。伴出した土器からすると、天平末年までのぼるものである。

第二次内裏外郭内にあたる6AAC区の第20次調査では、木簡が3個所の土壌から出土している。点数は、SK2101が349点、SK2102が11点、SK2107が17点である。このうち、前二者から出土した造営関係の木簡が顕著である。（註記しないものはSK2101出土である）

〔表〕北□所進 拳銃十六隻 馬三寸半 腰□六隻 長四寸

第二隻

〔裏〕開鉄卅三斤十兩 損十一斤十兩

神龜六年三月十三日足嶋

これ（SK2102）は、北□所で製作した扉関係金具の使用材料の報告と

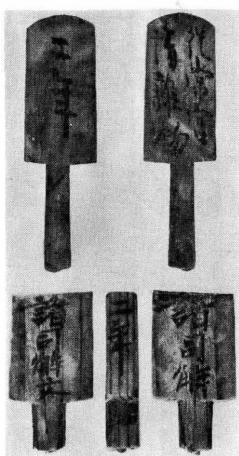
送付状である。また、「飛炎宇助釘七寸□」「飛炎架釘六寸」や「□□平釘」（SK2102）のような建築部材をとめる釘につけた付札や、建築部材を記した「辺附六枚□□□□□」（SK2102）があり、さらに京

都府木津町からの部材の送付を報じた「表泉進上材十二条中 又八条□□□□□」（表力）

〔裏付宿奈麻呂』（SK2102）がある。

以上の造営をしめす木簡のほかに、番長・蔵部・史生・舎人などの下級官人の飯の請求文書や綿の納入に関するものがある。なお、始めて題籤片（第2図）を検出した。一面に「従常宮 請雜物」と二行、他面に「二年」とある。常宮は万葉集301の東常宮であらうか。

第21次の調査は、第2次内裏内郭の東から推定宮城東限にいたる部分でおこない、内裏外郭築地の東20mに平行して南北に走る玉石積の溝（SD2700）から木簡を発見した。この溝では、遺物を含む土砂が層位的に堆積しており、木簡はその各層から出土している。年号の記され



第2図 題籤片

ているものとみると、溝底から天平初年、中ほどで天平宝字年間、最上層で延暦元年があり、伴出した他の遺物の年代の推定が可能となった。出土木簡の総点数は283点である。

文書風の内容のものでは、豊子所に属する奴婢関係のもので、長さ70cm・幅4.4cmといれまでの出土木簡中で最大の一点がある。

〔表〕辛苦之間人夫持少く糧皆食（裏）麦廿半 見十六半
〔裏〕伍斛伍斗如数進所□□注状

また、人夫の食料支給を求めたとおもえる

〔表〕民部省召 賢士前佐美方呂（裏）多称 七〇〇 宮内
〔裏〕木工寮□申請□、断簡だが采女宮内、宮内、典膳などの官司名

の見えるものがあり、その多くが宮内省関係であることは、出土した溝が内裏に近いことと無関係であるまい。荷札付札の類では、新しく山城・丹波・丹後・淡路の国々からの貢進物のものを出した。

第22次の調査は6AACと6AAF区にわかれて実施した。6AAC

区の木簡SD31点のほとんどは溝SD3835から出土したものである。この溝では、主に溝底の流砂層とその上に堆積した有機質を含む土層から木簡を検出した。この一群の木簡では、酒に關係した内容のものが多くことが注目される。最初に造酒司の名のみえるものをあげると

〔表〕造酒司符 長等若湯半錄 裏宣者言從給狀知必番日向

は、造酒司が3名の雑人に一番を命じたものであり、他の一点は断片だが、表に「造酒司解申□人」とあり、裏は長方形の村を横に用いて、連続して何行も書き、あたかも酒の支給簿風のものである。この種のものは削り屑のなかにも多いし、少し異なるが〔表親王八升 三位四人一斗二升 裏倭人六升〕もその類であらう。

また、〔表〕合□□□酒三升□□者 右□□裏□務急甚仰望垂処分頓首死罪〕や〔表〕監物史生等謹啓 酒二二合裏□右依望処分□以状〕は

酒の処分の許しを求めたものであり、〔表酒五升己上大殿祭□裏一升〕は酒の使途を示したもので、〔表〕難酒志紀郡裏□□郷笛入四斗□升〕は特殊な酒の付れだし、〔清酒四斗〕「白酒□□」清酒中〕など各種の酒名のみえる断片、さらに「中酢」まである。

これらの造酒司あるいは酒に關係する内容をもつ木簡は、付近に造酒司またはその工房があつたことを推定させるにたるものである。



昭和39年度平城宮調査出土の木簡

酒造では、米と水が第一の材料である。この一群でも、「兩村郷御酒米五斗」〔表〕荒河郷御酒米五斗裏賀美里〕〔表〕尾張國中嶋郡石作郷裏酒米五斗 九月廿七日〕「八井郷春御酒米五斗」など、酒米の付札類が多数ある。また、

〔表〕十一月十六日水汲 針果安 高宮五百馬 裏民酒人 文部□之末呂

は水汲の使役の人名簿であるし、「一条七瓶水四石五斗九升」と多量の水の使用をしめすものがある。

赤米貢進の付札が多いのも特色で、〔表〕播磨国赤穂郡□□□□□裏五保奏酒虫赤米五斗〕「山田郡建侶酒部枚夫赤米〕「水上郡井原郷上里赤掲米五斗〕「丹後国竹野郡□野郷保部古与曾赤春米五斗〕などがある。

赤米は、天平6年の尾張国正税帳に「酒料赤米」なる記載があつて、やはり酒造との關係を考へることができ、なお、最初の播磨国の赤米貢進荷札は、美濃国の大宝戸籍例以外の五保の新史料である。このほかに、他の木簡出土遺構と同様な御贄や調の貢進のときの荷札があり、「紀伊国无漏郡進上御贄磯鯛八升〕「青郷御贄伊和志腊五升〕や「安房國朝夷郡健田郷仲村里戸私部真鳥調飯六斤三列長四尺五寸束一束 養老六年十月」など各地各種類のものがある。

以上述べた溝SD385出土の木簡では、紀年をもつものは靈龜2年調札から天平4年までであり、平城宮の初期に集中している。

浪人 二基あつて、木簡の内容から多量の水を必要とする造酒司ある第3図 一はその工房がこの付近にあつたとする推定と符合する。平城



第4図 宿人札

・柱穴・溝など各種あり、その各々から少量ずつ出土している。現在遺構の調査結果とその他の遺物が未整理であり、それらを総合した結論は出ていない。そのため、こゝでは一括して、その内容を概観するにとどめておく。

まず文書風の内容をもつものをあげると、請求文書として、飯を請求した「表請飯三升 御洗布粥養料 裏良八月四日鴨家長」、悔過所が小豆などを請うた「表過所解 申請小豆事 小豆四升 價五升六合 已上」(裏)等科請如件 月日高市廣野」などがあり、受領文書として「表宮舎人懸志己等理 受物戸四口 裏天平勝宝八歳八月十六日」(第5図)がある。また、次の2点は使役関係の記録である。



第5図 受領札

宮跡の発掘で、調査地域の性格やそこにあつた官衙名を推定できた珍しい場合である。同時におこなつたBAE区の調査では、総数58点の木簡が、調査地域の各地点から出土した。出土遺構は、土城

(表) 病二人男 見十三人 黒金速 万呂新 刀佩速 大万呂新 奴飯万呂盛 稲人病 少昨新 殿万呂内
(裏) 原採枕材造 盛一東 天平勝宝八歳十一月九日上野豊演
(表) 裏一千冊六把 平 四人、別六十九把 (裏) 四月十四日領上毛野智恵
麗女十五人 表縫殿宿人 火良 裏九月 (第4図) 縫殿九人嶋身 裏九月廿二日」の2点は、この地域の性格を推定するのに重要な史料となる。

貢進物の荷札では、皆関係のものではなく、調では通有のものほかに、「上道郡浮浪人調鉄一連」「若狭国三方郡竹田里浪人黄文五百相調三斗」(第3図)の2点は浮浪人の調貢の荷札で注意をひいた。中男作物では「上野国緑野郡小野郷戸主物部鳥麻呂戸中男作物鹿脂代雜」は、中男作物として規定品の代りを貢進している点と戸主名を記している点は、これまでの多数ある中男作物貢進荷札とは違っている。その他に、米・赤米の貢進荷札もあり、米貢進の1点には「参河国飯部郡寸松里海部宇麻呂鴻糯米五斗 和銅二年十二月无帳」(麻呂」とあつて、これまでに検出した木簡のうちで最も古い年紀をもっている。また、題籤片が1点(第2図)あり、一面に「諸司解文二年」、他面に「諸司解二年」とある。(田中 琢)